

技術資料作成の留意点

1 企業の施工実績

評 価 項 目	同種工事の施工実績 [企業]
区 分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
適 用 工 事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改 正 点	あり（評価対象期間の時点更新のみ）
対 象	過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日～技術資料等提出期限の日）に履行した工事 （競争入札参加の要件の対象期間は入札公告を確認すること。）
証 明 資 料	CORINS データの写し等必要事項が確認できるもの。
ガイドライン	P 6－1－1
注 意 点	（１）同種工事の施工実績が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は<u>入札無効</u>とする。 （２）評価対象となる同種工事、発注機関は入札公告で確認すること。 （３）評価対象となる同種工事に不明な点があれば、発注機関に対し、具体的に確認すること。 （４）同種工事であること等が提出資料で確認できない場合は評価しない。 （５）評価対象の確認事項は以下のとおり。 対象期間、発注機関、請負金額、発注業種、同種工事区分（工事概要）、出資比率（JVで施工した工事の場合） （６）CORINS データの写しは JACIC（日本建設情報総合センター）の証明印があるものとする。
不 備 事 例 等	● CORINS データを Web から出力したものを提出し、証明印がない。 ● 総合評価の技術評価について業種が発注業種と異なる。 ● 技術資料提出期限までに履行していない工事を記載している。

技術資料作成の留意点

評価項目	工事成績評定点 [企業]	
区分	総合評価の技術評価	
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種 (技術提案重視型には適用しない。)	
改正点	あり (評価対象期間の時点更新のみ)	
対象	土木系	過去4年間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) に完成検査を受けた工事
	建築系	過去5年間 (令和3年4月1日～令和7年3月31日) に完成検査を受けた工事
証明資料	不要	
ガイドライン	P6-1-2	
注意点	(1) 評価対象の発注機関、業種等を入札公告で確認すること (JVも含む)。 (2) 工事成績評定点は、事前に発注機関で確認できる。 (3) 合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の評定点を含めて記載すること。 (4) 記載もれ、誤記により配点区分が変わるので注意すること (公告に記載)。 例1 評定点の記載がない場合、評価点0点とする。 例2 成績が<u>低い</u>工事の記載もれ等により本来より高い評価点を記載している場合、<u>評価点0点</u>とする。 例3 成績が<u>高い</u>工事の記載もれ等により本来より低い評価点を記載している場合、<u>記載した評価点</u>とする。 (5) 橋梁上部新設工事は、土木建築部・農林水産部の評定点を評価対象とする。 (6) 災害復旧事業の応急工事と発注者から評価対象外と通知された工事は評価対象外とする (公告に記載)。 (7) 土木一式工事は、請負代金額 3,500 万円以上を対象とする。	
不備事例等	● 対象期間外の成績を含めて記載している。 ● 業種が発注業種と異なる。 ● 合併した会社で消滅会社の評定点が記載されていない。 ● 評価対象の評定点が記載漏れしている。 ● 対象外の発注機関の評定点を記載している。	

技術資料作成の留意点

評価項目	優良工事表彰履歴
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式施工計画等評価タイプを適用する全ての工種 (技術提案重視型には適用しない。)
改正点	あり(評価対象期間の時点更新のみ)
対象	前年度(令和7年度)に優良工事表彰を受賞した工事
証明資料	不要
ガイドライン	P6-1-3
注意点	表彰を受けた工事が発注業種(工種区分)と異なる場合は評価対象外となる。 ※受賞した工事は、大分県HPで確認できる。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html

技術資料作成の留意点

評価項目	ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等		
区分	総合評価の技術評価		
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種		
改正点	あり（評価対象）		
対象	厚生労働省の認定等及び大分県の表彰等のうち、以下を対象とする。		
証明資料	対 象	証 明	資 料
	①ユースエール認定	厚生労働省令に基づく認定の写し（都道府県労働局長の認定通知書の写し）	
	②プラチナえるぼし認定、えるぼし認定		
	③プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定		
	④おおいた働き方改革推進優良企業表彰	表彰状の写し又は、大分県ＨＰ該当ページの写し ● https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/hatarakikatakaikaku-hyousyou2023.html ● https://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/ooitazyoseikatuyakusuishinzigyoushahyoushou.html	
	⑤おおいた女性活躍推進事業者表彰		
	⑥「一般事業主行動計画」の策定・届出	地方労働局の受付印のある届出書の写し	
	⑦「おおいた子育て応援団」への登録	認証書の写し又は、大分県ＨＰ該当ページの写し https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate-0002.html	
	⑧「女性活躍応援県おおいた認証企業」への登録	大分県ＨＰ該当ページの写し ● https://www.pref.oita.jp/site/sankaku-jyoseikaigi/jyoseikatsuyaku-oita-ninsyo-ichiran.html	

技術資料作成の留意点

証明資料イメージ

基準適合事業主認定通知書

〇〇〇〇建設(株)
代表取締役 〇〇〇〇

貴社の青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組については、青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条に基づき基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。

令和〇年〇月〇日
大分労働局長

〇〇〇〇

①ユースエール認定通知書

基準適合一般事業主認定通知書

〇〇〇〇建設(株)
代表取締役 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日 付の申請について、女性活躍推進法第9条に基づき基準に適合するものと認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第9条第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様な研修
〇	〇	〇	〇	〇

大分労働局長

②えるばし認定通知書

様式第一号「一般事業主行動計画」(第一編) (A4)

一般事業主行動計画認定「認定・変更」通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇建設(株)
代表取締役 〇〇〇〇

貴社の一般事業主行動計画(認定・変更)について、女性活躍推進法第12条に基づき基準に適合するものと認定しましたので通知します。

1. 貴社が採用する労働者の数
人(うち有期契約労働者 人)
2. 一般事業主行動計画(認定・変更)した日
平成〇年〇月〇日
3. 認定した理由の要約
① 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
② 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
③ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
④ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑤ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑥ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑦ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑧ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑨ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑩ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑪ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑫ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑬ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑭ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑮ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑯ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑰ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑱ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑲ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
⑳ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉑ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉒ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉓ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉔ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉕ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉖ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉗ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉘ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉙ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉚ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉛ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉜ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉝ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉞ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㉟ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊱ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊲ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊳ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊴ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊵ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊶ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊷ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊸ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊹ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊺ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊻ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊼ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊽ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊾ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加
㊿ 貴社が採用する労働者の数(うち有期契約労働者)の増加

⑥「一般事業主行動計画」計画書

基準適合一般事業主認定通知書

〇〇〇〇建設 殿

貴社の平成〇年〇月〇日 から
令和〇年〇月〇日 までの
一般事業主行動計画については、次世代
育成支援対策推進法第十三条に基づく
基準に適合するものであると認定しま
したので、通知します。

令和〇年〇月〇日
大分労働局長

③くるみん認定通知書

ガイドライン	P 6 - 1 - 4
注 意 点	⑥は、「一般事業主行動計画の計画期間」に開札予定日を含む。

技術資料作成の留意点

評価項目	指名停止措置
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改正点	なし
対象	開札予定日が減点対象期間にある指名停止措置を受けている場合
証明資料	不要
ガイドライン	P 6－1－5
注意点	(1) 指名停止期間ではなく、減点対象期間により判断する。 例 指名停止措置 3 箇月の場合は、減点対象期間は 6 箇月（指名停止期間を含む）となる。 (2) 大分県指名停止等措置要領に該当する全ての指名停止が対象となる。 ※減点対象となる会社と期間は、大分県HPで確認できる。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html
不備事例等	「該当なし」の場合にチェックボックス□にチェックが無い。

評価項目	契約後 V E
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式施工計画等評価タイプを適用する全ての工種で選択制
改正点	あり（評価対象期間の時点更新のみ）
対象	過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～技術資料等提出期限の日）に採択された提案
証明資料	不要
ガイドライン	P 6－1－6
注意点	提案を採択された工事が発注業種（工種区分）と異なる場合は評価対象とならない。

評価項目	おおいた木の良さを生かした建築賞
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式施工計画等評価タイプを適用する建築一式工事で選択制
改正点	あり（評価対象）
対象	おおいた木の良さを生かした建築賞 2 0 2 5
証明資料	不要
ガイドライン	P 6－1－6
注意点	各部門の最優秀賞・優秀賞・入選ともに評価対象とする。

技術資料作成の留意点

2 配置予定技術者の施工経験

評価項目	同種工事の施工経験 [技術者]
区分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改正点	あり（評価対象期間の時点更新のみ）
対象	過去10年間（平成28年4月1日～技術資料等提出期限の日）に履行した工事（競争入札参加の要件の対象期間は入札公告を確認すること。）
証明資料	CORINS データの写し等必要事項が確認できるもの。
ガイドライン	P6－2－3
注意点	（1）同種工事の施工経験が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は<u>入札無効</u>とする。 （2）主任（監理・特例監理）技術者、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定（専任特例）の適用を受ける主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として従事した工事を対象とする。現場代理人としての施工経験は配置された時点で監理技術者になり得る発注業種に応じた資格を有していた場合のみ対象とする。 （3）特殊工事の配置技術者の追加配置により従事した工事は、CORINS データの写しに加え、現場代理人等通知書の写し等の主任技術者であったことが証明できる資料を提出する。 （4）評価対象となる同種工事、発注機関は入札公告で確認すること。 （5）評価対象となる同種工事に不明な点があれば、発注機関に対し、具体的に確認すること。 （6）同種工事であること等が提出資料で確認できない場合は評価しない。 （7）評価対象の確認事項は以下のとおり。 対象期間、発注機関、請負金額、発注業種、同種工事区分（工事概要）、従事技術者名、従事区分、従事期間、出資比率（JVで施工した工事の場合） （8）CORINS データの写しは JACIC（日本建設情報総合センター）の証明印があるものとする。 （9）従事した工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1／2又は6ヶ月以上従事していれば評価する。CORINS データの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。 （10）従事した工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。CORINS データに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
不備事例等	● CORINS データを Web から出力したものを提出し、証明印がない。 ● 業種が発注業種と異なる。 ● 技術資料提出期限までに履行していない工事を記載している。 ● 配置予定技術者の氏名と証明資料の氏名が一致しない。 ● 工場製作の過程を含む工事で従事した期間が確認できない。

技術資料作成の留意点

評 価 項 目	主任（監理）技術者の保有する資格
区 分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
適 用 工 事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改 正 点	なし
対 象	配置予定技術者に 1 級土木施工管理技士等の資格保有を競争入札参加の要件としている案件には適用しない。
証 明 資 料	免許の写し等資格を確認できるもの
ガイドライン	P 6 - 2 - 3
注 意 点	（１）提出資料で競争入札参加の資格が確認できない場合は<u>入札無効</u>とする。 （２）提出資料で評価対象の資格が確認できない場合は<u>評価点 0 点</u>とする。 （３）評価対象となる資格は入札公告で確認すること。
不 備 事 例 等	● 監理技術者講習修了証の終了年月日が 5 年以上前となっている。 ● 取得年月日等の記載が間違っている。 ● 実務経験が記載された資料を提出していない。

技術資料作成の留意点

評価項目	工事成績評定点 [配置予定技術者]
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種 (技術提案重視型及び企業実績重視型には適用しない。)
改正点	あり (評価対象期間の時点更新のみ)
対象	過去4年間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) に完成検査を受けた工事
証明資料	CORINS データの写し等必要事項が確認できるもの。
ガイドライン	P6-2-4
注 意 点	(1) 主任 (監理・特例監理) 技術者、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定 (専任特例) の適用を受ける主任 (監理) 技術者又は監理技術者補佐として従事した工事を対象とする。現場代理人としての施工経験は配置された時点で監理技術者になり得る発注業種に応じた資格を有していた場合のみ対象とする。 (2) 特殊工事の配置技術者の追加配置により従事した工事は、CORINS データの写しに加え、現場代理人等通知書の写し等の主任技術者であったことが証明できる資料を提出する。 (3) 評価対象の確認事項は以下のとおり。 対象期間、発注機関、工事名、請負金額、発注業種、従事技術者名、従事区分、従事期間、出資比率 (JVで施工した工事の場合) ※工事成績評定点は記載された工事名、請負金額等により、発注者にて確認する。 (4) 従事した工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2又は6ヶ月以上従事していれば評価する。CORINS データの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。 (5) 従事した工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。CORINS データに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。 (6) 災害復旧事業の応急工事と発注者から評価対象外と通知された工事は評価対象外とする (公告に記載)。

技術資料作成の留意点

評 価 項 目	優良工事担当履歴
区 分	総合評価の技術評価
適 用 工 事	総合評価落札方式を適用する全ての工種 (技術提案重視型及び企業実績重視型には適用しない。)
改 正 点	あり (評価対象期間の時点更新のみ)
対 象	過去 2 年間 (令和 6・7 年度) 及び今年度 (令和 8 年度) に優良工事表彰を受賞した工事 ※今年度の表彰歴は表彰者が確定する 10 月以降に公告する工事から評価対象とする。
証 明 資 料	CORINS データの写し等必要事項が確認できるもの。
ガイドライン	P 6 - 2 - 5
注 意 点	(1) 表彰工事が発注業種 (工種区分) と異なる場合は評価対象外となる。 (2) 主任 (監理・特例監理) 技術者又は建設業法第二十六条第三項ただし書の規定 (専任特例) の適用を受ける主任 (監理) 技術者としての担当履歴を評価する。現場代理人としての担当履歴は対象外となる。 (3) 過去の所属企業が受賞した工事での担当履歴も対象とする。 (4) 表彰工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の 1 / 2 又は 6 ヶ月以上従事していれば評価する。CORINS データの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。 (5) 表彰工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。CORINS データに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。 ※受賞した工事は、大分県 H P で確認できる。 http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html

技術資料作成の留意点

評価項目	CPDの取組状況
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改正点	なし
対象	学習履歴証明書記載の「証明日」から起算して過去1年間のCPD ただし、証明日が技術資料提出期限の前日から起算して過去1年以内のものを評価する。 証明日とユニット数の有効期間イメージ図 日付は事例 ※○算入しない日 ※●算入する日
証明資料	学習履歴証明書（ <u>その他の資料は不可</u> ）
ガイドライン	P6-2-6
注意点	(1) 推奨ユニット数以上を受講したことが確認できる学習履歴証明書を提出する。 (2) 評価対象となるCPDは入札公告及び評価基準表を確認すること。 (3) 学習履歴証明書の取得には時間を要する。

技術資料作成の留意点

評価項目	専門資格の保有		
区分	競争入札参加の要件（地すべり工事）・総合評価の技術評価		
改正点	なし		
対象	適用工事	専門資格	
	舗装工事	1 級舗装施工管理技術者	
		2 級舗装施工管理技術者	
	地すべり工事	地すべり防止工事士	
	コンクリート橋梁補修（下部）工事	コンクリート診断士	
	コンクリート橋梁補修（上部）工事		
	P C 橋梁上部新設工事	プレストレスコンクリート（P C）技士	
	法面（表面浸食防止）工事	のり面施工管理技術者	
証明資料	免許の写し等資格を確認できるもの。 地すべり工事は免許の写し等と実務経験証明書を提出すること。		
ガイドライン	P 6－2－8		
不備事例等	実務経験証明書が経験時の所属企業のものでなく、現在の所属企業の証明となっている。		

技術資料作成の留意点

評価項目	技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用		
区分	総合評価の技術評価		
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種		
改正点	なし		
対象	対	象	証 明 資 料
証明資料	建設マスター		顕彰状の写し
	登録基幹技能者		講習修了証の写し

証明資料イメージ

●建設マスター



顕彰状

職種等を建設マスターデータベースで確認する。

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/master/kenshosya/search_master.php

建設マスター
建設ジュニアマスター
データベース検索

建設マスター 建設ジュニアマスター 顕彰者すべて

検索条件

お名前 フリガナ 会社名

地 域 大分県 受賞年齢 歳～ 歳

受賞年度 平成 年～ 令和 年

職 種 選択

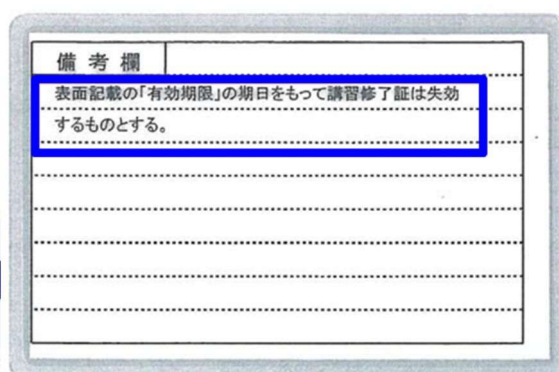
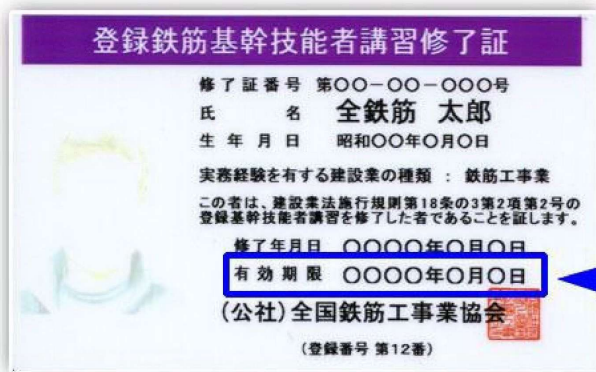
件数 20件 検索

検索結果

建設マスターの方々は10966名中197名がられます。 << 前の20件 | 次の20件 >>

お名前	フリガナ	地域	職種	受賞年齢	受賞年度	会社名
中尾 雄佳	ナカオ ユウキ	大分県	大工	58歳		(株)奥田組
新納 昌宏	ニイノ マサヒロ	大分県	コンクリート工	50歳		小代監理工務(株)
高野 幹男	タカノ トシオ	大分県	土工	44歳		佐々木工業(株)
新保 一美	シンボウ イサミ	大分県	塗装工	45歳		(株)佐藤達工
中西 英登	ナカニシ ヒロ	大分県	トンネル工	49歳		佐々木土木(株)
長野 利隆	ナガノ リュウキ	大分県	配管工	51歳		(株)サンシンサービス
安部 光起	アベミツオキ	大分県	塗装工	49歳		(有)三井建設
佐藤 実	サトウミツル	大分県	大工	44歳		匠建築工房 建築士事務所
井上 二郎	イノウエ シロウ	大分県	大工	47歳		井上工務店
坂本 佳二	サカモト シンジ	大分県	配管工	44歳		(株)大日
日野 謙	ヒノ シュン	大分県	大工	45歳		(株)藤工務店
藤川 祐夫	フジカワ ユウオ	大分県	舗装工	47歳		豊洋土建(株)
三浦 英伸	ミウラ ヒロノブ	大分県	造園工	44歳		(有)福寿園
中山 隆司夫	ナカヤマ リュウジ	大分県	塗装工	49歳		(合)中山組
中井 裕治	ナカイ ユウジ	大分県	電気工	47歳		大輝電設(株)
佐々木 佐一	ササキ サイチ	大分県	左官工	50歳		佐々木工業(有)
成松 光男	ナリマツ ヒロオ	大分県	土工	49歳		(株)佐藤組エレクトロニクス
阿南 勝一	アナン ショウイチ	大分県	電気通信工	46歳		フコク電機(株)
植野 邦夫	ウエノ ケイオ	大分県	屋根工	49歳		(株)三信建設
近藤 直洋	キドワ ナオヒロ	大分県	舗装工	49歳		西日本土木(株)

●登録基幹技能者



技術資料作成の留意点

ガイドライン	P 6 - 2 - 9
注 意 点	(1) 元請、下請を問わずに評価対象とし、配置予定技術者も評価する。 (2) 工事に該当しない従事予定工種を記載している場合は評価しない。従事予定工種に該当しない職種を記載している場合も評価しない。 (3) 対象となる職種は工事の内容に該当するものとし、1 工種 1 名の配置から評価する。また、複数工種、複数名の活用計画に対し、1 名以上の活用実績で履行を認める。 (4) 技術資料様式 5 - 2 の従事期間は対象工種の概ねの期間とする。 (5) 現場着手後に配置計画に記載した者を変更する場合は、建設マスター・登録基幹技能者のいずれも同じ職種に限り、変更を認める。 (6) 履行できなかった場合は<u>指名停止等の措置を行う</u>。 (7) 履行確認は活用計画（技術資料様式 5 - 2）に対する履行報告書を提出するものとし、現場立会時の確認、出勤簿、工事日誌及び建退共証紙等により確認する。また、完成時に工事書類として提出する。 履行報告書の様式は大分県 H P に掲載している。 ●https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html ●https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/syoruikansoka.html
不 備 事 例 等	● 従事予定工種に対して合致しない職種を記載している。 ● 登録基幹技能者講習修了証の有効期限が過ぎている。

技術資料作成の留意点

3 地域・社会貢献度

評価項目	地理的条件（本店等の所在地）
区分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改正点	なし
証明資料	原則、添付資料不要（自社工場に関する証明資料は必要）
ガイドライン	P 6－3－1
注 意 点	（１）原則、発注者が直近の経営規模等評価結果通知書により確認する。 （２）合併等により、入札参加資格の継承又は再認定を受けている場合は「経営規模等評価結果通知書の写し」を提出すること。 （３）通知後に住所の変更がある場合は、「建設業法第 11 条の規定に基づく変更届出書」の写しを提出すること。 （４）「ＰＣ橋梁上部新設工事」及び「鋼構造物」は、自社工場も評価対象とする。自社工場を保有していること及び所在地が確認できる資料（登記簿謄本、賃貸借契約書、自社パンフレット、ホームページ等）を提出すること。なお、「自社が保有する」とは、次のすべてに該当するものに限る。 ア 製作工場（一定の区画）を単一の企業が運営していること。 イ 継続的に自社工場を有していること。（工事期間中のみの賃貸借契約などの場合は継続的に有していると認めない。） ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理などに対して、実質的に関与していること。 （５）自社工場の保有が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は<u>入札無効</u>とする。

技術資料作成の留意点

評価項目	防災活動等による貢献（大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結）
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
対象	開札予定日現在で有効な<u>大分県管理の公共施設</u>を対象とした防災協定 ●大分県土木建築部と一般社団法人大分県建設業協会との協定に基づいた各土木事務所と各支部との協定 ●大分県農林水産部漁港漁村整備課長と全日本漁港建設協会大分県支部長との協定 工事箇所を管轄する土木事務所との協定は、加点点評価する。
改正点	なし
証明資料	協定書の写し、団体の証明書（技術資料様式 6－2、加入団体が協定を締結している場合）
ガイドライン	P 6－3－2
注意点	（１）発注者（発注土木事務所長）との協定の場合は協定書の写しの添付は不要とする。 （２）加入する団体が協定を締結している場合は、団体が記載した証明期間と協定書の期間が一致していること。ただし、協定期間の途中から防災協定に基づき、その防災活動に従事する者となった場合は、別途発注者に相談すること。 （３）団体の証明書の誤記、押印漏れ等があるので、確認のうえ提出する。 （４）特に３月に公告して４月に開札する案件は、開札予定日と協定期間の整合に注意する。
不備事例等	●開札予定日現在で有効でない防災協定を記載している。 ●発注者以外との協定を記載したが、協定書の写しを提出していない。 ●評価対象外の防災協定の写しを提出している。 ●団体の証明書を提出していない。 ●団体の証明書に証明日を記載していない。

技術資料作成の留意点

評 価 項 目	県内企業の活用
区 分	総合評価の技術評価
適 用 工 事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
改 正 点	なし
対 象	一件の請負代金が 500 万円以上の全ての下請（二次下請け以降も含む）
証 明 資 料	不要
ガイドライン	P 6 - 3 - 3
注 意 点	（１）県内企業とは大分県内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する企業とする。県外に主たる営業所（本店）があり、県内に支店、営業所がある企業は、ここでの県内企業ではない。 （２）県内業者が、全て自社施工する場合も評価対象となる。 （３）履行できなかった場合は、<u>指名停止等の措置を行う</u>。 （４）特定の工種で施工能力がある企業が県内に不在の場合は、公告に例示して適用除外としている。

技術資料作成の留意点

評価項目	特定工事（業務）の受注実績
区分	総合評価の技術評価
適用工事	一般土木工事で選択制
改正点	あり（評価対象期間の時点更新のみ）
対象	過去２年間（令和６年４月１日～令和８年３月３１日）に完成検査を受けた特定工事（業務）
証明資料	不要
ガイドライン	P 6－３－５
注意点	評価対象は施工箇所を所管する土木事務所管内で大分県土木建築部が発注した特定工事（業務）を受注した実績に限る。

評価項目	ボランティア活動
区分	総合評価の技術評価
適用工事	総合評価落札方式を適用する一般土木工事で選択制
改正点	あり（評価対象・評価対象期間）
対象	過去１年間（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の高齢化集落応援隊の活動実績
ガイドライン	P 6－３－６
注意点	土木建築部では原則、適用していない。

技術資料作成の留意点

4 評価方法等

評価項目	配置予定の工程
区分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
改正点	なし
注意事項	技術者の配置期間が未記入の場合は、「工場製作期間中に配置する技術者」として取り扱う。 以下のいずれかの項目に該当する場合は、競争入札参加資格を満たしていないものとし、入札無効とする。 (1) 配置予定の技術者として1名の候補技術者を記載する場合に以下のいずれかの項目に該当する ア 「工場製作・現地施工両方」の工程への配置が未記入であって、「工場製作のみ」又は「現地施工のみ」の工程への配置が未記入 イ 公告に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む) (2) 配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合に以下の全ての項目に該当する ア 全ての「工場製作期間中に配置する技術者」が公告に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む)、又は、全ての「現地施工期間中に配置する技術者」が公告に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む) イ 全ての「工場製作・現地施工両方に配置する技術者」が公告に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む)

候補技術者が1名のみ記載された場合の
配置予定の工程に関する競争入札参加資格の考え方

配置する 入札の 無効／有効	工場製作のみ	現地施工のみ	工場製作・現地施工 両方
無効	×	×	×
	○	×	×
	×	○	×
	公告に掲げる要件を満たしていない		
有効	×	×	○
	○	○	×
	○	○	○

凡例
○: 配置予定の工程のチェックボックスにチェックがある
×: 配置予定の工程のチェックボックスにチェックがない

技術資料作成の留意点

	複数の候補技術者が記載された場合の 配置予定の工程に関する競争入札参加資格の考え方			
	技術者の 入札の 無効／有効	工場製作期間中 に配置する技術者	現地施工期間中 に配置する技術者	工場製作・現地施工 両方に 配置する技術者
	無効	×	×	×
		○	×	×
		×	○	×
	有効	×	×	○
		○	○	×
		○	○	○
	凡例 ○：記載された技術者のうち、 いずれか の技術者が公告に掲げる要件を 満たしている ×：記載された 全ての 技術者が公告に掲げる要件を 満たしていない			

評価項目	配置予定技術者を複数の候補技術者を記載した場合の評価
区分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
改正点	なし
証明資料	技術者毎に必要（技術資料様式も技術者毎に提出する）。
評価方法	以下の手順により評価する。 （１）技術者毎に、評価項目（「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画」を除く、配置予定技術者の能力）の合計点を算出する。 （２）各技術者の合計点を比較する。 （３）各技術者の合計点の最も低い者の点数を採用する。
注意事項	（３）候補技術者の <u>すべて</u> が配置予定技術者として認められない場合は、 <u>入札無効</u> とする。 （４）候補技術者の中に競争入札参加資格が確認できない者を記載している場合は、「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画」を除く、配置予定技術者の能力は <u>評価点 0 点</u> とする。

技術資料作成の留意点

評価項目	単体とJVを選択して入札可能な案件に、JVで入札した場合の評価
区分	競争入札参加の要件・総合評価の技術評価
改正点	なし
証明資料	原則、構成員毎に技術資料を作成する。(証明資料も構成員毎に必要となる)
評価方法	以下の手順により評価する。 (1) 各評価項目を構成員毎に評価する。 (2) 各評価項目で各構成員の評価点を比較する。 (3) 各評価項目で各構成員の高い方の評価点を採用し、その合計を評価点とする。 (4) ただし、技術者の評価点は、各構成員の技術者(1人)の合計点で比較し、合計点が高い方で評価する。
注意事項	(1) <u>入札無効</u>の取扱いは各評価項目の注意点を参照のこと。 (2) 各構成員が複数の候補技術者を記載した場合(JVの1構成員が2名以上技術者を記載した場合)は、その構成員の中で「配置予定技術者を複数の候補技術者を記載した場合の評価」により評価し、その構成員の配置予定技術者の能力とする。その後に、上記「評価方法(4)」により評価する。

5 その他(全般的な内容)

- 各様式におけるチェック箇所の記載漏れに注意する。(レ点、□→■)
- 資格者証等の添付資料の添付漏れに注意する。